

2021年12月20日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

元社員による不祥事件の発生について

弊社の元社員2名がお客さまの金銭を着服するという事案が発生しました。弊社は、本件を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに心よりお詫び申し上げます。以下、本事案についてご報告いたします。

1. 事案の概要

弊社において、元社員によるお客さまの金銭を着服する事案が2例発生しました。元社員は両名とも自身の着服を認めており、現時点で判明している概要は以下の通りです。

なお、弊社は、事案発生後、監督官庁への報告を行うとともに、事態の全容解明に向け、警察にも通報しており、現在告訴に向け、準備をしております。

① 1例目の事案について

発覚日	2021年11月8日（弊社自主点検に基づく社内調査）
着服行為期間	2007年5月～2020年12月
被害状況	9名、5,370万円（中野支店・吉祥寺支店のお客さま）
元社員属性	50代・女性（2021年12月13日 懲戒解雇） 吉祥寺支店（2002年11月～2013年9月） 中野支店（2013年10月～2021年12月）に勤務
着服の方法	お客さまから事前にお預かりした書類を悪用し、お客さまがご来店しているため単独での現金引渡しを行うと偽って事務担当者から現金を受領し、着服した。
着服金の資金使途	生活費等に使用したと述べる

② 2例目の事案について

発覚日	2021年12月2日（お客さまからのお問合せに基づく社内調査）
着服行為期間	2018年11月～2020年3月
被害状況	2名、442万円（中野支店のお客さま）
元社員属性	30代・男性（2021年12月17日 懲戒解雇） 池袋支店（2009年4月～2016年3月） 中野支店（2016年4月～2021年9月） 事務管理部（2021年10月～2021年12月）に勤務
着服の方法	お客さまから事前にお預かりした書類を悪用し、お客さまがご来店していると見せかけて店舗内の出金機を備えたお客さま対応ブースで単独で操作を行い、現金を着服した。
着服金の資金使途	生活費等に使用したと述べる

2. お客様への対応について

被害に遭われたお客様へは、既に個別にご連絡の上、深くお詫び申し上げるとともに、被害金額の補償に向けた手続きを進めております。

また、本件事案の発生を踏まえ、元社員 2 名が所属した店舗における両名が担当していたお客様に関する現金取扱い手続きを点検し、類似の方法による不正取引の有無について調査を行っております。

加えて、元社員 2 名以外の営業担当者が担当するお客様との取引についても、類似の方法による不正な取引がないかどうか、順次、調査・確認を行ってまいります。

3. 本件を踏まえた現金支払手続きの対応

本件は 2 事例とも、渉外担当者であった元社員が、お客様からお預かりした書類を悪用し、お客様がご来店していると見せかけて単独で処理を行い、お客様に現金を引き渡したように偽装して、着服しておりました。

これらを踏まえ、渉外担当者による現金の支払いルール of 厳格化（単独で現金引渡しが可能なルールの是正等）や店頭窓口での現金引渡し時のモニタリング強化などの対策を既に講じております。

4. 原因分析と内部管理態勢強化に向けた取り組み

本件は、お客様からの信頼を悪用し、金銭を着服した事案であり、これまで長らく築き上げてきたお客様との信頼関係を揺るがす事案であると認識しております。弊社では本事案発覚直後から、社長の指揮の下、事案の調査や原因究明、お客様対応体制の構築など、お客様に安心してお取引いただけるよう体制整備に取り組んでおります。

また、今後のお客様対応状況のモニタリングと原因分析を踏まえた実効性ある再発防止策を構築する枠組みとして、社長を委員長とする「業務改善委員会」を設置しました。お客様に安心してお取引をしていただくために、不正の予防・予兆把握・早期発見の観点での牽制・モニタリング態勢の強化、職場環境や営業・業務プロセス上の課題の把握と改善策の策定に着手しております。

現時点では、上記 3 の通り再発防止に向けた追加の対策を実施しているところですが、本件事案の発生の背景として、お客様保護の態勢や社員教育の更なる充実と高度化が必要であると考えており、今後、業務改善委員会で深度ある検討を行ってまいります。

なお、本件の検討に関しては、取締役会傘下に社外取締役全員で構成する社外取締役特別調査委員会を設置し、再発防止策および今後の改革案に対して検証・提言（※）を受けることで、客観性・実効性の確保を図ってまいります。また、グループガバナンスの観点で、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループにも定期的に報告をしてまいります。

※ 会社法第 348 条の 2「業務執行の社外取締役への委託」に基づき、当委員会独自の調査・原因分析等に基づく評価・提言を行うことができることとしております。

5. お客様のお問い合わせ専用窓口

今回の事案に関するお客様のお問い合わせ専用窓口を、下記の通り設置いたしました。弊社とのお取引において不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をお掛けしますが、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ専用窓口>

0120-105-355

受付時間 平日・土日・祝日（年末年始含む）9:00～17:00

※ 2021 年 12 月 27 日（月）迄 受付時間 9:00～21:00

以 上